

平成21年3月30日

調査結果報告書

三田市行政監察員 土井 憲 三

通報受付日	平成20年11月16日（日曜）。但し、受信確認は翌17日（月曜日）	
通報の形態	・面接 ・郵便 ・電子メール ・F A X	（ 時 分～ 時 分） F A Xの受信確認は翌17日の午前10時04分
通報者	・実名 ※) ・匿名	所属部署 ●●●●●課
通報内容	上記通報書面記載の通報内容は「三田市より三田市社会福祉協議会へ給与等の金額が一部振り込まれているが、その金額よりも上乗せした金額が振り込まれている。金額の細かい明細は不明だが、規則や要綱等で明記されている。その計算方式で算出されている金額と振込み金額を見れば判断がつく」であった。通報書面記載の内容だけではその趣旨が不明な部分につき通報者に対する面談聴取を行ったところ、通報内容を「三田市が補助金として支出している金銭が事業の補助ではなく、人件費の補助となっているがこの点が違法ではないか」と補足説明された	
調査経過	別紙（1）のとおり	
調査結果	別紙（2）のとおり	
添付資料の内訳	無し	
備考	通報者が本通報に関する調査対象を当該事務の決裁権限者（健康福祉部長又は同担当課長）に限定するよう要望されている	

別 紙 (1)

調査経過	日 時	内 容
	11月17日	公益目的通報を受付（通報書の作成日付は「11月16日付」であるが、同日が日曜であるため到着は17日付で確認）
	11月21日	三田市コンプライアンス推進本部事務局（以下、「事務局」という。）に対し、本通報の事実を報告するとともに、通報内容につき通報者に対し「通報内容の趣旨の特定」を求め、その結果により、「通報の受理、不受理を判断する」と報告
	12月中旬	通報者との間で、当初の通報内容である「上乗せ金額等の特定の可否」につき、数回に亘って電話協議。最終的には「質問書」を発するので、質問事項につき回答をされるように通報者に要請したところ通報者は了解された
	2月18日	上記の「質問書」を発送
	2月19日	通報者からの資料送付有り（上記質問書の発送とは入れ違いで発送された由で、質問書に対応する回答資料ではない）
	2月20日	2月18日付の質問書に対する回答をFAX文書により受信した
	3月4日	通報者との面談による事情聴取を実施。その際に、通報内容の補足説明を受ける。同時に通報対象者を「(決裁権限者である)健康福祉部長」とし、調査も決裁権限者である同部長（又は、担当課長）を対象として行うことを協議した
	3月26日	通報対象者（決裁権限者たる健康福祉部長）から弁明書を受領
	3月30日	市長に本公益目的通報についての調査結果報告書を提出

調査結果	<p>通報者に対する事情聴取及び通報対象者から本調査に際し提出された弁明書と本通報内容に関連する関係資料から下記①乃至③記載の各事実が認められる。</p> <p>① 三田市は三田市社会福祉協議会（以下、「協議会」という）に対し、「年間約4,500万円」の運営補助金を支出している。同支出は平成17年3月に策定された「三田市地域福祉計画」において協議会を地域福祉推進の担い手としてその活動を支援することとしている計画に基づくものである。</p> <p>② 上記補助金は協議会の運営補助金として三田市が支出しているものであり、協議会は同補助金を「(協議会の) 運営費、付帯事業推進」に各支出している。</p> <p>③ 協議会は社会福祉法に基づき三田市に設立された協議会組織であり、地域福祉の推進を目的とした公共性の高い組織である。</p> <p>上記のとおり三田市は協議会に対する年間約4,500万円の補助金支出を行っており、協議会は会費収入と同補助金を協議会の総務部門職員の人件費等に充当している事実が認められる。近時、各地方自治体の関係する外郭団体への公費支出については、その目的、使途、金額の妥当性が細かく議論されているところである。とりわけ、これら関係団体の職員の人件費に対する公費支出についてはその当否が各地の自治体において議論されており、住民から当該支出の違法性を主張する訴訟も提起されている事例も見受けられる。当該訴訟における裁判所の判断は同一事案についても審級によって（地裁と高裁で）判断の分かれる事例も有り、公費支出の当否に関する法的評価については画一的には断定の出来ない困難な問題が多々、存するところである。</p> <p>本通報における協議会のような公共性の高い団体に対する公費による補助金支出については、協議会の法的位置及び事業目的とその採算性の期待できない事業内容に鑑み「(協議会の) 人件費に対する補助金を事業遂行実績に基づき支出する」ことに違法性は認められないものと解するものである。</p> <p>ただ、補助金の実質は人件費の補助である面も存することから、協議会における人事異動により人件費について当初予算からの増減が生じれば、年度末には適正な精査が行われるべきであり、行政監察員としては本通報を契機として協議会の事業内容の更なる精査を行ったうえでの補助金支出と年度末の予算と決算の数値についての精査を厳密且つ正確に行われるよう求めるものである。</p>
------	--